

介護保険 住宅改修の進め方・手続きの流れ

2010.04

①介護保険の『要支援1・2／要介護1～5』の認定を受けている方が対象です。

②在宅介護の方の現住所地の住宅が対象です。給付対象工事は、手すりの取付け、段差の解消、滑り防止や移動の円滑化のための床材変更、引き戸・洋式便器への取り替え等です。

③市介護保険担当課・地域包括支援センターに相談し、担当の介護支援専門員を決めてください。
※「やむを得ない事情がある場合」「特別な理由」がある場合は必ず、介護保険組合に相談ください。

④改修内容について介護支援専門員・理学療法士・作業療法士等の専門家に相談してください。
※本人の身体機能を十分把握し、高齢者も同席して改修内容を一つ一つ確認し、決定してください。

⑤介護支援専門員に「住宅改修が必要な理由書」を作成してもらってください。



⑥改修内容について複数の施工業者に見積りをしてもらってください。

⑦施工業者が決まれば、施工業者と契約をしてください。

※改修前に改修箇所ごとに撮影日入りの写真を撮影してください。

※改修前の写真がない場合や撮影が不明瞭な場合は住宅改修の審査対象外となります。

⑧住宅改修費支給申請書の提出

※必ず、着工前に各市介護保険担当課窓口へ住宅改修費支給申請書を提出してください。

提出書類: ①居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書 ②介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要な理由書 ③見積り書 ④平面図・見取り図 ⑤改修前の写真(日付入)
⑥住宅の所有者の承諾書(被保険者と住宅の所有者が異なる場合に必要です。)

⑨1週間前後に組合より承認決定通知書を送付(※通知書を受取り後、工事を着工してください。)

⑩工事施工・完成 ※完成後に改修箇所ごとに撮影日付入りの写真を撮影してください。

⑪住宅改修完成届出書の提出 ※完成後、各市介護保険担当課窓口へ承認決定通知書と一緒に住宅改修完成届出書を提出してください。

提出書類: ①居宅介護(介護予防)住宅改修完成届出書 ②領収書(被保険者名で記載のもの)
③内訳書(工事の内容が記載されているもの) ④完成後の写真(日付入)

⑫介護保険工事対象費用の9割(上限18万円)を完成届出書提出日の翌々月の月末に振り込みます。